

私は、議案第 10 号野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 反対する立場で討論に参加いたします。

地方自治体としても対応していかなければならないと考えますが、そもそも個人番号制度に反対しています。諸外国を例に個人を識別するカードの推進を唱える識者もいますが、政府が目指す多くの情報とひもづけされ、管理社会に向かうことは否定できません。

この特定の個人を識別するための番号に関する法律には、改正が重なり、さきの答弁にもありましたが、当初は 3 分野の利用範囲として限っていたはずで、利用範囲は格段に広がられます。あらゆる日常生活の範囲で必要に迫られ、従来であれば強制力が働かなかったものも今回の改正により、保険証とのひもづけ等について、今年 10 月を目途としてほぼ強制的となります。申請に基づくものなので、事実上強制ではないと言いますが、紙の保険証は廃止を目指しています。また、マイナ保険証に関しては、医療現場の反対の声は大きく、現場の声についても聞く耳を持たない姿勢にこれまでも増して強権であり、特に昨年問題視されたコンビニの証明書交付サービスで別人の住民票などが交付される、公金受取の登録ミスやマイナポイントが誤って付与されるなどのトラブルが続きました。交付率向上のためのマイナポイントの付与には、2 兆円もの血税が使われたことなど、強権姿勢とシステム自体の問題、人為的なミスは避けて通れないことも含め、無責任なその場しのぎの対処療法では不安と疑念は払拭されません。

さきに述べたマイナンバーカードと保険証の一体化、住民票・戸籍の附票の氏名のフリガナ追加も問題が山積しています。また、東ね案にある「なし崩し的な用途拡大」や公金受取口座の登録推進のために、一定期間内に登録不同意の回答がなければ、自動的にマイナンバーカードと口座をひもづけすることなど、どれほどの市民がこれらの改定を認識しているのか。この法改正、条例改正が地方自治体や市民に与える影響を見過ごすことはできません。

よって、反対といたします。